

2023年4月

<第5版>

住宅リフォーム瑕疵担保責任保険



まもりすまいリフォーム保険

事業者様用

保険申込の手引き



住宅保証機構株式会社

事業者のみなさまへ

この度は「まもりすまいリフォーム保険」のご利用をいただき、誠にありがとうございます。
ます。

リフォーム保険の事業者登録や保険契約申込につきましては、本手引きをご覧ください、
お手続きいただきますようお願いいたします。

ご不明な点は住宅保証機構、または保険申込窓口までお問い合わせください。

(住宅保証機構ホームページ <https://www.mamoris.jp/apply/reform/>)

なお、事業者登録申請書、保険契約申込書等は、ホームページからダウンロードできま
す。

(住宅保証機構ホームページ <https://www.mamoris.jp/>)

まもりすまいリフォーム保険 保険申込の手引き

目次

I	事業者登録の手続きについて	
	1. 事業者登録の概要	P 1
	2. 事業者登録申請の手続き	P 3
	3. 事業者登録証の発行等	P 4
	4. 事業者情報の公開	P 4
	5. 登録内容の変更	P 5
	6. リフォーム事業者登録の取り止め等	P 5
II	保険契約の申込手続きについて	
	1. 保険契約の申込手続きの概要（お手続きの流れ）	P 7
	2. 現場検査	P 14
	3. 保険証券発行	P 16
	4. 保険契約の取下げ・解除	P 18
III	参考	
	1. 参考書式、記入例	P 19
	2. よくあるご質問	P 29



I 事業者登録の手続きについて

1. 事業者登録の概要

(1) 事業者登録

まもりすまいリフォーム保険をご利用いただくためには、事前の事業者登録が必要となります。なお、リフォーム保険では事業者登録のための要件を、事業者登録の際に確認させていただきます。

(2) 登録有効期間と事業者登録料

①登録有効期間

登録有効期間は、**リフォーム事業者登録日から1年間**です。

継続してこの保険を利用される場合には、1年ごとに事業者登録更新の手続きが必要です。

有効期限の3ヶ月前に、当社から事業者登録更新のご案内をお送りします。

②事業者登録料

事業者登録料は、まもりすまい保険（新築住宅の住宅瑕疵担保責任保険）に係る事業者届出等の有無により、下記のとおりとなります。なお、受領した事業者登録料は返金できません。

登録区分		事業者登録料 (税込み)/年
新規登録	まもりすまいリフォーム保険のみご利用になる場合	16,500 円
	まもりすまい保険 届出事業者様等の場合 ^{注1)}	11,000 円
更新登録		11,000 円

注1) 「まもりすまい保険（新築）」の届出事業者様、「まもりすまい既存住宅保険」または、「まもりすまい大規模修繕かし保険」の登録事業者様、当社が認定したリフォーム団体の会員事業者様等の皆様が対象です。

また、「まもりすまいリフォーム保険」の事業者登録申請と同時に「まもりすまい保険（新築）」等の事業者届出申請を行う場合も対象となります。

※個人事業主から法人に変更がある場合は、新たに事業者登録が必要となります。

(3) 事業者登録の単位

事業者登録は法人ごとに行い、個人事業主の場合は事業者ごとに行います。

事業者登録を行った本社以外の支店、営業所ごとに、保険の申込等を希望される場合、事前に支店等の登録手続きが必要です（登録料不要）。支店等の登録を行っていただくと、支店、営業所ごとに保険契約申込、保険証券の発行等の申込を行っていただくことができます。



(4) 登録要件および欠格事由

1) 登録要件

- イ. 建設業法による建設業許可を受けている事業者
- ロ. 次の条件をともに満たしている事業者
 - ・ 3年以上リフォーム工事業を営んでいること
 - ・ リフォーム工事の実施件数が直近3年以内に5件以上あること
- ハ. 次に掲げるいずれかの資格を有する者であって、上記ロの条件を満たす事業者において3年以上リフォーム工事に従事した経験を持つ者が、代表者または主として工事に従事する事業者
 - ・ 一級建築士、二級建築士、木造建築士
 - ・ 一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士
 - ・ 一級建築大工技能士、二級建築大工技能士

2) 欠格事由

次のいずれかの事由に該当する場合には事業者登録を行うことはできません。また、すでに登録されている事業者様については、次のいずれかの事由が生じた場合には登録を抹消します。

- イ. 当該事業者を保険契約者および被保険者とする当社との間の保険契約（まもりすまいリフォーム保険に係るものに限らない。）において、重大な告知・通知義務違反または不誠実な行為を行った場合
- ロ. 異なる時期に施工した工事において同一原因による事故が多発するなど、技術力が著しく低く保険の引受けに係る危険が特に大きいと当社が判断する場合
- ハ. 重要な事項に関する虚偽の記載等の不正な手段により事業者登録を行った事業者
- ニ. 過去に上記イからハまでの規定により登録を抹消されてから3年を経過しない場合
- ホ. 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の規定により許可を抹消されてから5年を経過しない場合
- ヘ. 公的機関等により悪質事業者として公表されてから5年を経過していない場合
- ト. 暴力団員その他の反社会的勢力の関係者である場合



2. 事業者登録申請の手続き

(1) 事業者登録の窓口

事業者登録を行う事業者様は、下記(3)事業者登録申請に必要な書類を、主たる事業所(本社、本店等)の所在地にある統括事務機関^{注1)}にご提出ください。

注1) 統括事務機関とは、保険契約申込、保険事故受付、事業者登録等の受付を総合的に行っている保険申込窓口^{注2)}であり、事業者登録については、統括事務機関のみが受付を行っております。

連絡先については、住宅保証機構ホームページの「まもりすまいリフォーム保険のお申込窓口」(<https://www.mamoris.jp/apply/reform/>)をご確認ください。

注2) 保険申込窓口とは、統括事務機関含め保険契約申込等の受付を行っている窓口を言います。

住宅保証機構ホームページの「まもりすまいリフォーム保険のお申込窓口」(<https://www.mamoris.jp/apply/reform/>)をご確認ください。

(2) 保険契約の重要事項説明

まもりすまいリフォーム保険をご利用にあたっては、保険契約の内容等をご理解いただくため、「重要事項説明書」を必ずご一読ください。

保険契約内容等についてご不明な点は、当社または統括事務機関にお尋ねください。

(3) 事業者登録申請に必要な書類

事業者登録に必要な提出書類は、次のとおりです。

(◎:必須 ○:該当する場合のみ)

提出書類		備考
◎	1) まもりすまいリフォーム保険 事業者登録申請書 ^{注2)}	
○	2) 預金口座振替依頼書 ^{注2)}	「まもりすまい保険(新築)」等で提出済みの場合 不要です。
○	3) 建設業許可証(写)	「まもりすまい保険(新築)」、または「大規模修繕かし 保険」の登録事業者様は提出不要です。
○	4) 事業概要申告書(新規用) ^{注2)}	建設業の許可がない場合にご提出ください。
○	5) 支店等届出申請書 ^{注2)}	支店等ごとに保険契約申込などのサービスを希望する 場合のみ、ご提出ください。
○	6) 団体会員であることを証する書面(写)	当社が認定したリフォーム事業者団体に会員登録して いる事業者様は、団体本部が発行する団体会員である ことを証する書面をご提出ください。

注2) ホームページからダウンロードいただくか(<https://www.mamoris.jp/download/>「帳票ダウンロード」)、
最寄りの統括事務機関に書類をご請求ください。



3. 事業者登録証の発行等

(1) 登録審査結果の通知

登録審査を完了後、統括事務機関より事業者様に下記の書類を送付いたします。

送付書類
・リフォーム事業者登録要件適合通知書 兼リフォーム事業者登録料請求書 ・振込用紙

(2) 事業者登録料の振込み

リフォーム事業者登録要件適合通知書が届きましたら**2週間以内**に事業者登録料をお振込みください。

(3) 事業者登録証の発行

事業者登録料の入金を確認後、統括事務機関より「事業者登録証」を送付いたします。

4. 事業者情報の公開

(1) リフォーム事業者一覧のホームページへの公開

リフォーム事業者様の情報（商号、住所等の基本情報および保険加入実績）は、消費者のみなさまがリフォーム事業者様を選定する際の情報として活用していただくために、事業者登録の際に同意を得たうえで住宅保証機構のホームページに公開させていただきます。

(2) 一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会への情報提供

また、公開に同意いただいた事業者情報につきましては、まもりすまいリフォーム保険のさらなる普及のため、機構より一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会（以下、「協会」といいます。）へ提供しております。このため協会においても事業者情報を活用し、公開する場合がございますので、ご了承ください。

提供例)

商号、郵便番号、住所、電話番号、FAX 番号、ホームページアドレス、建設業許可番号、まもりすまいリフォーム保険契約件数



5. 登録内容の変更

事業者登録後、登録内容に変更が生じた場合には、変更の手続きをお願いいたします。

(1) 変更があった場合に通知が必要な事項

- ・商号、代表者名、郵便番号、住所、電話番号
- ・引き落とし口座に関する事項
- ・建設業法の許可内容
- ・有資格者の情報（(4) 登録要件 1) の八に掲げる資格 2 ページ参照）

(2) 提出書類

以下の書類を主たる事業所（本店等）の所在地のある統括事務機関にご提出ください。

下表の「預金口座振替依頼書」以外は、F a xまたはメールでのご提出も可能です。（F a x番号、メールアドレスは、各事務機関にご確認ください。）

（◎：必須 ○：該当する場合）

変更項目	提出書類
◎ 全ての変更事項 （住所、電話番号等）	事業者登録申請書 ^{注1)} 「商号」「代表者名」以外の変更の際は、申請担当者印でのお手続きができます。
○ 引落口座の変更、口座名義の変更等	預金口座振替依頼書 ^{注2)}
○ 建設業許可について変更する場合 ・許可の有・無の変更 ・種類の変更 （例：知事許可から大臣許可に変更等） ・建設業許可日および許可番号の変更になった場合等	建設業許可証（写）

注1) ホームページからダウンロードいただくか (<https://www.mamoris.jp/download/>)、最寄りの統括事務機関に書類をご請求ください。

注2) 預金口座振替依頼書は、あらかじめ銀行（ゆうちょ銀行を含む）の「口座確認 振替受領印」をお取り付けいただく必要があります。

6. リフォーム事業者登録の取り止め等

(1) 事業者登録の取り止めに希望する場合

事業者登録を申請した統括事務機関へご連絡ください。「事業者届出登録取止申請書」を統括事務機関よりお送りしますので、取止め理由等を記入の上、主たる事業所（本店等）の所在地にある統括事務機関にご提出ください。



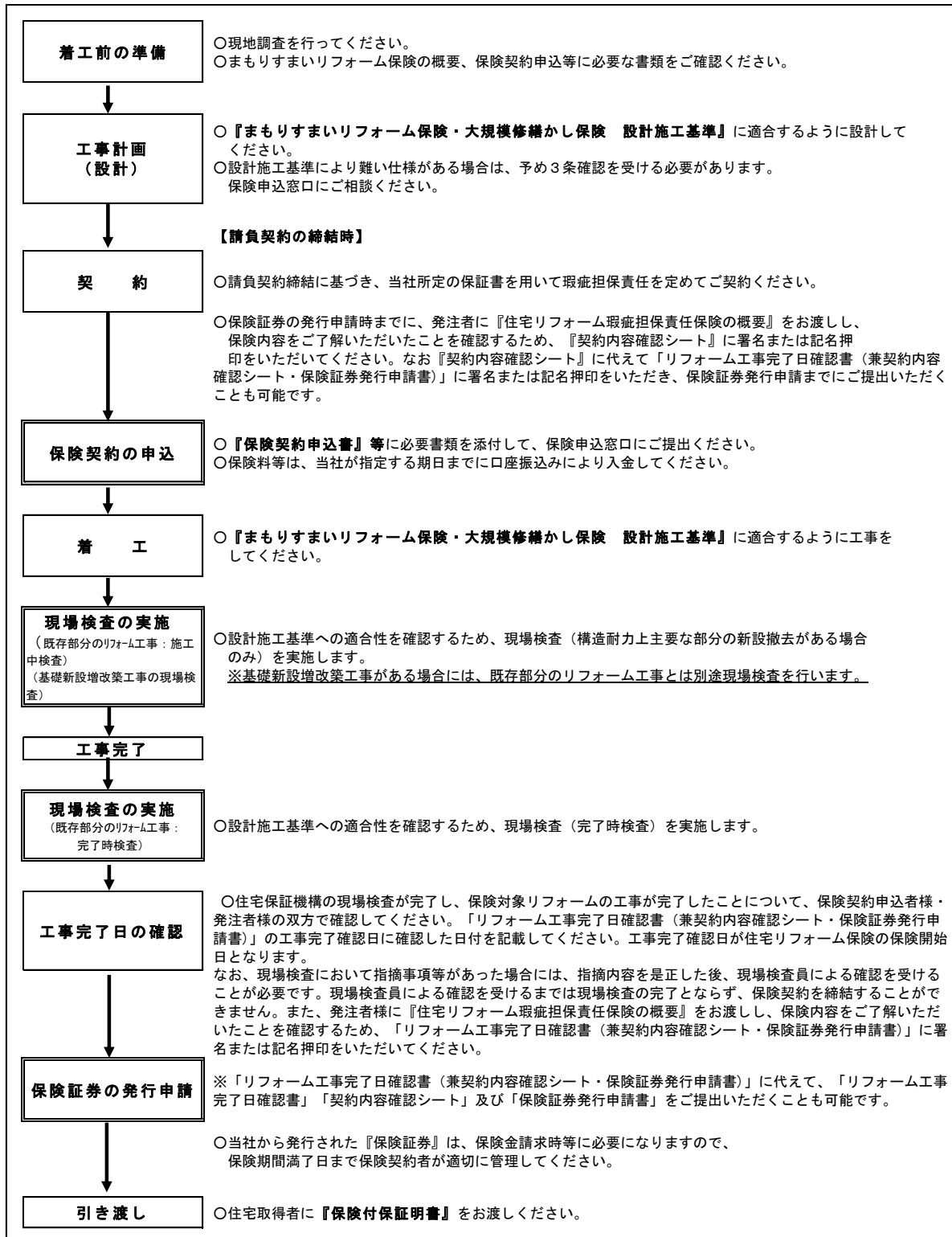
(2) 事業者登録が抹消となる場合

当社が定める欠格事由 **P2 2)** 参照) に該当した場合は、事業者登録が抹消となります。詳細は重要事項説明書（まもりすまいリフォーム保険・リフォーム事業者用）にてご確認ください。



II 保険契約の申込手続きについて

1. 保険契約の申込手続きの概要（お手続きの流れ）





(1) 保険対象となる住宅の要件

① 築年数、構造、工法は問いません。

ただし、**共同住宅・併用住宅(店舗^{注1}付き戸建住宅等)**の場合は以下のとおりです。

- ・3階建て(地階がある場合は、地上2階地下1階等)以下かつ500m²未満であること。
- ・4階建て(地階がある場合は、地上3階地下1階等)以上または500m²以上の場合は各住戸内部のリフォーム工事のみ対象^{注2}となります。

注1) 居住の用に供する部分がない店舗から住宅にリフォームする場合はお引受けすることができません。

注2) 分譲マンションの場合は専有部分、賃貸マンションの場合は専有部分に相当する部分となります。併用住宅の場合、**店舗等(住戸以外)の内部リフォーム工事部分は対象外**となります。

② 構造耐力上主要な部分に係る工事を実施する場合は、**新耐震基準**に適合している住宅であること。

新耐震基準に適合させる**耐震改修工事は保険対象**となります。

③ リフォーム工事請負契約に基づき、当社所定の保証書で瑕疵担保責任について約定していること。

④ 当社が定める設計施工事基準に適合しているリフォーム工事であること。

⑤ 基礎を新設して増改築工事を行う場合は、「**基礎新設増築特約**」を付帯してお引受けします^{注3}。

注3) 基礎新設増築特約を付帯できるのは、増築工事部分を**居住の用**に供する場合のみです。

(2) 保険契約申込の留意事項

① 設計

「まもりすまいリフォーム保険・大規模修繕かし保険 設計施工基準」^{*}に適合するよう設計をお願い致します。設計施工基準により難しい仕様がある場合、保険申込前に同基準第3条にもとづき確認(以下「3条確認」といいます。)を受けるか、既に3条確認がされている建材等を用いることが必要です。ご不明な点がありましたら、保険申込窓口にご相談ください。

② 請負契約の締結

保険の対象となるリフォーム工事を請け負う際は、リフォーム発注者様との間で請負契約書を締結、または請負契約書に代わる書面を交わし、契約内容を明示いただくようお願い致します。

③ 保証書の発行

保険の対象となるリフォーム工事が完了したら、リフォーム発注者様に対し、当社指定の書式による保証書^{*}を発行していただきます。この保証書に基づく保証を行うことにより、保険金支払い事由となる瑕疵担保責任を履行したこととなります。なお、保証範囲を超えた内容の保証書を発行していただくことも可能ですが、当該リフォーム保険での保険金支払対象とはならないことにご注意ください。

④ リフォーム工事完了日確認書(兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書)

リフォーム工事完了後、リフォーム発注者様に以下の書類をお渡しいただき、ご説明をお願い致します。

・「リフォーム発注者のみなさまへ まもりすまいリフォーム保険の概要」

・「リフォーム工事完了日確認書(兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書)」

※ 保険契約内容のうちリフォーム発注者様に特に知っていただきたい事項をご説明いただき、チェック欄にチェックを記入してください。また、保険対象リフォームの工事が完了したことについて、保険契約申込者様・発注者様の双方で確認してください。この書面に記載された工事完了確認日(引渡予定日)が住宅リフォーム保険の保険開始日となります。

リフォーム発注者様および保険契約申込者様の署名または記名押印し、保険申込窓口にご提出ください。

※ ホームページからダウンロードいただくか(<https://www.mamoris.jp/download/>)、最寄りの統括事務機関に書類をご請求ください。



(3) 保険契約申込

①保険契約申込の単位

リフォーム保険の契約申込は、リフォーム工事の請負契約ごとに行います。

②申込プラン

保険契約は以下の4つのプランに区分されます。

申込プラン	工事内容
A 基本プラン	構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分について新設、改修、およびそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事（内外装・設備工事を含む場合も該当）
B 内外装・設備プラン	住宅本体または住宅本体に接続されている設備・内装等の工事（防水性能を伴わない外壁の塗装等の外装工事を含む）
C 増築のみ	基礎を新設する増改築工事（別棟）
D 増築+基本プラン	基礎を新設する増改築工事、既存住宅部分の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分について新設、改修、改変およびそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事 ※基礎を新設して既存住宅に接続する場合も含む

③保険契約申込に必要な書類

②の申込プランにより、提出書類が異なります。

D「増築+基本プラン」の場合、AB およびCの書類をご提出ください。

両方に◎印が付いている提出書類については、1部で結構です。

(◎：全事業者様 ○：該当する場合)

申込プラン	提出書類	備考
D	提出書類	備考
A B C		
◎ ◎	1 まもりすまいリフォーム保険 保険契約申込書*	
◎	2 まもりすまいリフォーム保険 リフォーム工事内容等確認シート	・リフォーム工事を行う部位等についてチェックをしていただき、ご提出ください。 「既存部分のリフォーム工事」を行う場合（A、B、Dの場合）、ご提出ください。

※ホームページからダウンロードいただくか (<https://www.mamoris.jp/download/>)、最寄りの統括事務機関に書類をご請求ください。



申込プラン		提出書類	備考
D	A B C		
◎	◎	3 リフォーム工事に係る工事請負契約書等 (次のいずれか) (写) イ. 工事請負契約書 ロ. 注文書 (発注書) 及び請書	イまたはロのいずれかがご提出ができない場合、注文書に「工事名称」、「請負金額」が記載され、発注者および請負者の署名または記名押印の全てがある場合は、注文書のみご提出いただくことも可能です。
○	○	4 契約内容確認シート	「リフォーム工事完了日確認書 (兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書)」に代えて、ご提出いただくことも可能です。
◎		5 リフォーム工事に係る見積書等 (次のいずれか) (写) イ. 見積書 ロ. イ以外の工事費用の内訳がわかる書面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の項目が明示されている見積書等をご提出ください (「一式工事」等の工事ごとの内訳がわからない見積書等は不可)。 ・ 「リフォーム工事 (既存部分)」と「基礎を新設する増改築工事」の両方を行う場合の見積書等の記載方法 ・ 「リフォーム工事 (既存部分)」に該当する工事項目 (内訳) にマーカー、ボールペン等で印をつけください。また、「リフォーム工事 (既存部分)」と「基礎を新設する増改築工事」に共通する工事で工事項目 (内訳) が一つになっているものは、該当する工事項目 (内訳) にマーカー等で印をつけ、「リフォーム工事 (既存部分)」のみの工事費を算出し、ボールペン等で追記してください。工事費の算出にあたっては、施工面積等で案分する等 (共通する工事項目 (内訳) が複数ある場合は、その合計を施工面積等で案分する等)、簡易な方法で行っていただいて構いません。 ・ 「リフォーム工事 (既存部分)」の工事項目 (内訳) のみの金額と「リフォーム工事 (既存部分)」と「基礎を新設する増改築工事」に共通する工事のうち「リフォーム工事 (既存部分)」に関する工事金額を算出した金額を合計し、見積書等の空いているところにボールペン等で記載してください。*簡易的に請負金額を算出する方法は 28P をご覧ください。 ・ 基礎新設増改築工事 (別棟) のみの場合は、提出不要です。
◎		6 工程表または工事予定表	・ 保険契約申込書の申込概要欄①~④の各検査希望日の記入をいただく場合は、提出を省略することができます。
		7 設計図書一式	
◎	◎	イ. 付近見取図	・ 現場所在地がわかるもの (住宅地図等のコピー可) をご提出ください。
	◎	ロ. 配置図	・ 「 基礎新設増改築工事 」の場合、増改築工事部分を明記したものを提出ください。
◎	◎	ハ. 平面図 (またはこれに代わる図面等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ リフォーム工事部位・範囲を明記したもの (部屋名や床・壁・天井などを明記) をご提出ください。 ・ 既存部分のリフォーム工事の場合、販売用のチラシの図面等 (間取りがわかるもの) に代えることができます。 ・ 外装工事 (外壁または屋根) のみの場合、平面図は不要とします。



申込プラン		提出書類	備考
D	A B C		
◎	◎	二. 立面図 (またはこれに代わる図面等)	<ul style="list-style-type: none"> 写真 (リフォーム工事部位の範囲がわかる面等) 見積書等 (外部のリフォーム工事のみの場合において、工事範囲 (部位) 及び面積が明記されているもの) ※内装工事のみの場合、立面図は不要とします。
◎		ホ. リフォーム工事の詳細がわかる書面 (工事内容に応じて必要な書類を提出) <ul style="list-style-type: none"> ・見積書内訳書 (写) ・仕様書 (写) ※3 ・上記に準ずる書面 	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図、断面図、見積書 (参考例 27P をご覧ください) 等の記載内容により、保険対象となるリフォーム工事の設計施工基準への適合が確認できる場合は、提出を省略できます。 ※3 保険対象となるリフォーム工事の設計施工基準への適合を確認するため、必要に応じて、断面詳細図、メーカー仕様書、材料のパフレット等をご提出ください。
	○	ヘ. 基礎の状況に関する次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> i) 基礎伏図および矩計図 (矩計図は断面図でも差し支えない。) ii) 基礎の断面・配置・配筋状況がわかる資料 (平面図または立面図等へ記載したもので差し支えない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。
	○	ト. 2階の状況に関する次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> i) 2階床伏図 ii) 2階の床の火打ち梁の位置がわかる資料 (平面図に火打ち梁の位置を記載してください) 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください (3階建ての場合は3階床伏図も含む。) なお、建築基準法第68条の10にもとづく「型式住宅適合証明書 (主要構造部の認定を受けたものに限る。)」の写しを添付する場合は、提出を省略できます。
	◎	チ. 防水措置の状況に関する次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> i) 矩計図 ii) 外壁、屋根、バルコニーの防水措置の状況がわかる資料 (平面図または立面図等に壁、屋根、バルコニーの防水措置の状況を記載してください。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。



申込プラン		提出書類	備考
D	A B C		
○	◎	<p>リ、地盤調査に関する次のいずれかの資料</p> <p>i) 地盤調査報告書（考察含む） ii) 現地調査チェックシート※4</p>	<p>・「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。</p> <p>・「既存部分のリフォーム工事」で、2階を重ねて増築を行う場合や住宅の荷重が著しく重くなるリフォーム工事を行う場合、ご提出ください。</p> <p>※4 2階建以下の木造住宅の場合は、地盤調査報告書に代えて現地調査チェックシート（チェックの結果、地盤調査が不要と判断されたもの）に代えることができます。</p>
	○	<p>ス、基礎設計のためのチェックシート</p>	<p>・木造住宅の「基礎新設増改築工事」で、地盤補強の要否等の判断根拠（考察）とした場合、ご提出ください。</p>
	○	<p>ル、構造図</p> <p>i) 標準仕様書 ii) 特記仕様書 iii) 標準配筋図 iv) 伏図（杭伏図、基礎伏図、各階床伏図、屋根伏図） v) 軸組図 vi) リスト（杭、基礎、基礎梁、柱、梁、壁、スラブなど） vii) 配筋詳細図</p>	<p>・木造住宅以外の「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。</p> <p>なお、建築基準法第68条の10にもとづく「型式住宅適合証明書（主要構造部の認定を受けたものに限る。）」の写しを添付する場合は、提出を省略できます。</p>
○	○	<p>8 確認済証（写）または確認申請書（写）</p>	<p>・当該リフォーム工事が建築確認を受けている場合にご提出ください。</p>
○		<p>9 新耐震基準に適合することを証する書面（次のいずれか）</p> <p>・耐震基準適合証明書（写） ・建設住宅性能評価書（既存住宅）（写） ・新耐震基準に適合する改築工事等について、建築確認を受けている場合は、検査済証（写） ・「木造住宅の耐震診断と補強方法」における耐震診断結果※6 ・構造計算書 ・壁量計算書</p>	<p>・「構造耐力上主要な部分に係る改修を実施かつ建築確認日が1981年5月31日以前の場合」の場合、ご提出ください。</p> <p>※6 一般財団法人 日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」における耐震診断結果</p> <p>[1]一般診断法 [2] 保有耐力診断法（精密診断法） [3] 保有水平耐力計算による方法（精密診断法） [4] 限界耐力計算による方法（精密診断法） [5] 時刻歴応答計算による方法（精密診断法）</p>
○	○	<p>10 設計施工基準 第3条確認書</p>	<p>・設計施工基準により難しい仕様（不適合な部分）がある場合、事業者様は、事前に3条確認を行うか、または既に3条確認がされている建材等を用いることが必要です。保険申込窓口または建材メーカー等から発行される3条確認書のコピーをご提出ください。</p>



申込プラン		提出書類	備考
D			
A	C		
B			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	11 リフォーム団体会員であることを証する書面（写）	・当社が認定したリフォーム事業者団体に会員登録している事業者様は、団体本部が発行する団体会員であることを証する書面をご提出ください。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	12 住宅履歴情報の保存が確認できる資料	・リフォーム団体等Sの保険対象リフォームであって、住宅履歴情報が保存されている場合

④申込書類の提出先

保険契約申込に必要な書類一式は保険申込窓口へご提出ください。

保険申込窓口は、住宅保証機構ホームページの「まもりすまいリフォーム保険のお申込窓口」(<https://www.mamoris.jp/apply/reform/>)をご確認ください。

また、当社の保険を利用するためには、現場検査に合格することが必要です。不合格の場合、補修工事による是正が必要となります。是正が行われない場合、保険の契約締結ができませんので、あらかじめご了承ください。

⑤「保険契約申込書受理証」等の送付

保険契約の申込が受理されますと、保険申込窓口から以下の書類を送付いたします。受理証の記載内容に誤りがないかご確認ください。

申込受理後に申込内容の変更が生じた場合は「保険契約申込事項変更届」に正しい内容を記入し、保険申込窓口へご提出ください。

送付書類	備考
保険契約申込受理証	受理証には保険契約申込書に記載の現場検査希望日を表記しておりますが、現場検査は 保険料等の入金確認後の実施 となりますことをご了承ください。また、工事の進捗により予定していた現場検査日時の変更をご希望される場合には、すみやかに現場検査員または保険申込窓口にご連絡ください。
ご利用料金のご案内	受理証記載の金額と一致しているかご確認ください。
リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）※	リフォーム工事完了確認日（引渡予定日）、契約内容を確認していただくとともに、保険証券発行申請をおこなうための書類となります。 発注者様及び保険契約者様が署名又は記名押印しご提出ください。
保証書（書類申請のみ） ※オンライン保険契約申込の場合、「まもりすまいリフォームシステム」より出力いただきご利用ください。	お申込みいただいた保証内容及び保証範囲を記載した書面となります。発注者様には必ず交付いただきますようお願いいたします。 ※弊社への提出は不要（2023年4月18日保険契約申込分より）

※「リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）」に代えて、「リフォーム工事完了日確認書」「契約内容確認シート」及び「保険証券発行申請書」をご提出いただくことも可能です。



⑥保険料等の振込み

振込用紙が届いたら請求金額をご確認のうえ、2週間以内に当社指定の口座までお振込みください。

保険料等をご入金いただかないと現場検査を実施することができません。申込みから現場検査予定日までの期間が短い場合はすみやかに振込み手続きをお願いいたします。

2. 現場検査

現場検査とは、保険契約の申込住宅のリフォーム工事中や完了後の状況を、現場検査員が現地で確認するものです。現場検査を実施するには、申込書に記載された現場検査立会者の立会いをお願いしています。

なお、**現場検査は設計施工基準への適合を確認するためのもの**であり、建築基準法に定められた中間・完了検査や建築士法に定められた工事監理とは異なります。

(1) 現場検査の回数と時期

①既存部分のリフォーム工事

既存部分のリフォーム工事を行う場合は工事内容により検査回数が異なりますが、**完了時検査**は必ず行います。

構造耐力上主要な部分の新設・撤去の工事を含む場合には**施工中**の検査を実施します。

工事内容	検査回数	検査時期	
構造耐力上主要な部分の新設・撤去の工事がある場合	2回	1回目	保険対象リフォーム工事中で、当該工事部分に係る構造躯体が露出している時期（施工中検査）
		2回目	保険対象リフォーム工事完了時（完了時検査）
上記以外※	1回	保険対象リフォーム工事完了時（完了時検査）	

※構造耐力上主要な部分のリフォーム工事を実施する場合であっても、当該工事が構造耐力上主要な部分の**新設・撤去**を伴わない場合（例：設備機器設置のために構造躯体を貫通する穴を空け、その補強をした場合等）は、リフォーム工事完了時の現場検査のみ（1回）となります。

②基礎新設増改築工事

基礎新設増改築工事を行う場合はまもりすまい保険（新築）の検査回数に準じます。

<木造住宅、3階建て以下の場合>

建物階数 (地階を含む)	検査回数	検査時期	
3階以下	2回	1回目	基礎配筋工事完了時
		2回目	屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時



(2) 現場検査の日程調整

保険契約申込書に記載の現場検査希望日の7日前頃までに、現場検査員より現場検査日時について確認のご連絡をいたします。

工事の進捗状況により予定した現場検査日時を変更する場合には、すみやかに現場検査員または保険申込窓口にご連絡をとり、調整を行ってください。

(3) 現場検査時に必要な書類等

現場検査の際は、その時点でのリフォーム工事の施工状況を「リフォーム保険」施工報告書*にまとめいただき、現場検査員にご提出ください。書類は住宅保証機構ホームページの「帳票ダウンロード」よりダウンロードできます (<https://www.mamoris.jp/download/>)。

※「**リフォーム保険**」**施工報告書**とは、施工者の工事の自主管理を目的として作成した書式で、工事が進んだ項目および未施工部分について記入（当該リフォーム工事に関わらない項目は記入不要です。）し、現場検査の際にご提示いただくものです。現場検査員が目視・計測により直接確認ができない事項について、施工状況を確認するために使用します。

(4) 現場検査の立会い

現場検査時に施工状況等に関するヒアリングを行いますので、原則として、保険契約申込書に記載の現場検査立会者に立会いをお願いいたします。

■発注者様への現場検査協力のおお願い■

まもりすまいリフォーム保険のご利用に際しては、既に居住されている住宅の現場検査を実施することになりますので、リフォーム工事発注者様にもあらかじめ現場検査の趣旨等をご説明いただき、ご理解いただくことが必要です。

リフォーム工事発注者様が住宅居住者と異なる場合、登録事業者様は保険申込前にまもりすまいリフォーム保険の主旨を住宅居住者にも以下の点をご理解いただくようお願いいたします。

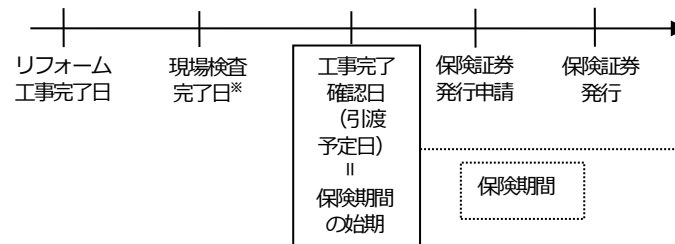
- ① リフォーム工事の内容により屋内・屋外の現場検査を行います。
現場検査の実施にあたり、周囲の荷物または家具等の移動をお願いすることがあります。
現場検査員は、責任上原則として自ら家具の移動等を行うことができませんのでご協力をお願いします。
- ② 現場検査の際、リフォーム工事の内容により、a)電気をつける b)水を流す等により確認を行う場合があります。あらかじめご了承くださいませようお願いします。



(5) リフォーム工事完了の確認

リフォーム工事が完了後に現場検査が完了したら、保険契約申込者様・発注者様との間でリフォーム工事の完了を確認し以下のいずれかの書類をご提出ください。書類は住宅保証機構ホームページの「帳票ダウンロード」よりダウンロードできます (<https://www.mamoris.jp/download/>)。また、現場検査において指摘事項等があった場合には、指摘内容を是正後、現場検査員による確認を受けるまでは現場検査完了とはなりません。

<リフォーム工事完了確認の流れ>



【ご提出いただく書類】

以下のいずれかをご提出ください。

- ① 「リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）」
- ② 「リフォーム工事完了日確認書」、「契約内容確認シート」、「保険証券発行申請書」

※2 基礎新設増改築工事のみ行う場合は、まもりすまい保険（新築）に係る現場検査の回数および時期と同じで、屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時となります。

(6) 保証書の発行

リフォーム工事が完了したら、リフォーム発注者様に対し、必ず弊社指定の**保証書**をお渡しください。保証書は、お申込みいただいた保証内容及び保証範囲を記載した書面となります。発注者様には必ず交付いただきますようお願いいたします。

書類申請の場合は、保証内容及び保証範囲を記載した保証書を事務機関よりお渡しいたします。

なお、まもりすまいリフォームシステムからオンラインで保険契約申込をされる場合は、まもりすまいリフォームシステムより保証書をダウンロードできます。

※保証範囲を超える内容を記載した保証書を発行されましても、保険契約の保証範囲外の部分につきましては、保険金支払対象となりません。

※保証書の（写）のご提出は不要となります（2023年4月18日保険契約申込分より）。

3. 保険証券発行

リフォーム工事が完了し、保険契約申込者様・発注者様間で工事の完了をご確認いただいたら、以下の「保険証券発行申請に必要な書類」をご提出ください。ご提出がない場合、**保険契約が締結**したことになりますので、忘れずに申請をお願いいたします。



(1) 保険証券発行申請に必要な書類

(◎：全事業者様 ○：該当する場合)

提出書類	備考
◎ 1) リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）（写）	・当社指定の書面を利用してください。 ・リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）またはリフォーム工事完了日確認書に記載されている「工事完了確認日（引渡予定日）」が保険開始日となります。
○ 2) 保険証券発行申請書※1	
○ 3) リフォーム工事完了日確認書（写）※1	
○ 4) 契約内容確認シート※1	
○ 6) 保険契約申込事項変更届	当初の保険契約内容に変更事項がある場合は提出をお願いします。

※1「リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）」に代えて、ご提出いただくことも可能です。

※2 当社への保証書の（写）のご提出は不要と変更いたしました（2023年4月18日保険契約申込分より）。なお、保険対象リフォーム工事に係る請負契約にもとづく瑕疵担保責任を約定したことを証する書面となります。受理証発行時に当社指定のひな形をお送りいたしますので、発注者様には必ず交付いただきますようお願いいたします。なお、保証書のひな形は「まもりすまいリフォームシステム」より出力いただきご利用ください。

(2) 申請書類の提出先

保険証券発行申請に必要な書類は保険契約申込受理証に記載の保険申込窓口へご提出ください。

なお、**保険証券は、保険契約締結の証**として発行するものです。保険申込時より契約内容の変更（保険金額、保険の種類の変更等）が生じた場合は、必ず保険証券発行申請までに保険申込窓口にお申し出ください。

(3) 「保険証券」と「保険付保証明書」の発行

保険証券が発行されることにより、保険期間が確定し、**保険契約締結**となります。

保険申込窓口へ保険証券発行申請を行うと、保険申込窓口での書類審査を経て住宅保証機構より下記の書類を送付いたします。

発行書類
保険証券（保険契約申込者様用）
保険付保証明書（リフォーム発注者様用）
ちらし 保険付き住宅についての法律に基づく支援制度のご案内 かし保険付き住宅にお住まいの皆さまへ

保険契約申込者様は、リフォーム発注者様への引渡しの際、「保険付保証明書」と「まもりすまいリフォーム保険 契約内容のご案内（リフォーム発注者様用）」をお渡しください。



4. 保険契約の取下げ・解除

保険契約締結までの間に保険申込の取下げを行う場合は、原則として、保険料および現場検査手数料について、それまでに要した費用を控除して返戻します。手続きや料金の詳細については、保険申込窓口にお問合せください。

なお、保険契約締結後の変更および解除については、「住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款」および「まもりすまいリフォーム保険 契約内容のご案内」によりご確認ください。



III 参考



1. 参考書式、記入例

1) リフォーム事業者登録申請書

まもりすまいリフォーム保険 事業者登録申請書		住宅保証機構株式会社 住宅リフォーム瑕疵担保責任保険	
住宅保証機構株式会社 宛 住宅保証機構の住宅リフォーム瑕疵担保責任保険に関わる事業者登録を下記のとおり申請します。 重要事項説明書を受領し、確認しました。また、個人情報の取り扱いに関する説明事項につきまして同意し、※の欄に記載された項目及び住宅リフォーム瑕疵担保責任保険における当事業者の保険契約実績について住宅保証機構のホームページに掲載されることに同意します。 尚、住宅保証機構のホームページに掲載されることに同意した項目について、住宅保証機構が一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会（以下、協会）に登録情報を提供し、協会が必要に応じて活用し、これを公開することに同意します。			
申請内容	申請日	2018年8月12日	リフォーム保険 事業者登録番号 <small>新規の場合は記入不要</small>
	申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	住宅 登録保 険状 況機 構
		<input type="checkbox"/> 更新	
		<input type="checkbox"/> 変更	既存住宅保険 事業者登録番号
更新、変更の場合は、氏名または商号と変更箇所のみご記入ください。		大規模修繕かし保険 事業者登録番号	2201XXXX
登録事業者	※住所 氏名または商号 役職名 代表者名	フリガナ トウキョウトミナトクシホコウエン カブシキカ イヤマモリケンセツ スマイトロウ 〒105-0011 東京都港区芝公園X丁目XX-X 株式会社まもり建設 代表取締役 すまい太郎 TEL 03-6435-XXX1 FAX 03-6435-XXX2	
	申請担当者	フリガナ コウジノ 所属 工事部 氏名 すまい二郎	TEL 03-6435-XXX1 FAX 03-6435-XXX2
	団体利用	<input type="checkbox"/> 有 団体名	
	メールアドレス※	sumai-jirou@mamorikensetsu.co.jp	
	ホームページ アドレス※	http:// www.mamorikensetsu.com	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 建設業許可証(写) 「まもりすまい保険（新築）」の届出事業者様又は「大規模修繕かし保険」の登録事業者様は提出不要です。 <input type="checkbox"/> 預金口座振替依頼書 「まもりすまい保険（新築）」の届出事業者様、「既存住宅保険」又は「大規模修繕かし保険」の登録事業者様で、既に口座振替依頼書を提出頂いている場合は、提出不要です。下記の中から振替口座をひとつ指定してください。 <input checked="" type="checkbox"/> まもりすまい保険 <input type="checkbox"/> 既存住宅保険 <input type="checkbox"/> 大規模修繕かし保険 <input type="checkbox"/> 事業概要申告書 建設業法による建設業許可がない事業者様はご提出ください。 <input type="checkbox"/> 支店等届出申請書 支店等ごとに保険契約申込などのサービスを希望する場合のみ、ご提出ください。 <input type="checkbox"/> 団体会員であることを証する書面 当社が認定したリフォーム事業者団体に会員登録している事業者様は、ご提出ください。	
受付内容	保険募集人 備考	氏名 No.	前送事務機関使用欄 住宅保証機構使用欄
	201608		



(2) 事業概要申告書（新規用）

まもりすまいリフォーム保険		 住宅保証機構株式会社	
事業概要申告書（新規用）		住宅リフォーム瑕疵担保責任保険	
※建設業法による建設業許可の有る方は、提出不要です。			
住宅保証機構の住宅リフォーム瑕疵担保責任保険に関わる事業概要を下記のとおり申告します。			
氏名または商号	株式会社まもり建設 		
1. 建設業の許可の無い事業者様は、A・B 両方の条件を満たしている必要があります。			
A	事業者登録申請時まで継続して3年以上リフォーム工事業を営んでいること		
B	リフォーム工事の実施件数が直近3年以内に5件以上あること		
設立年月日	2014 年 7 月 9 日		
リフォーム工事実績	現場所在地	工事内容	工事時期
	横浜市鶴見区〇〇町X-XX-X	クロス張替、フローリング新規	2016年10月
	中野区中央X-XX-XX 〇〇コーポ105号室	ユニットバス交換、畳新規、クロス張替	2017年7月
	板橋区坂下X-XX-X	戸建→シェアハウス フル内装工事	2017年1月
	新宿区西新宿X-X-XX 〇〇西新宿999号室	トイレ交換、ユニットバス交換、フロアタイル貼	2018年3月
	港区芝公園X-X-XX	ボード張替、キッチン交換	2018年5月
例：外壁・屋根塗装、バス・トイレ入替、クロス張替			
2. 上記1の条件を満たしていない事業者様は、リフォーム工事の責任者がC・D 両方の条件を満たしている必要があります。			
C	建築士（1級、2級、木造）、建築施工管理技士（1級、2級）、建築大工技能士（1級、2級）いずれかの有資格者		
D	上記1の要件を満たす会社において、3年以上リフォーム工事に従事した経験があること		
責任者	氏名	すまい太郎	
	現役職	代表取締役	
	資格	<input checked="" type="checkbox"/> 建築士（1級、2級、木造） <input type="checkbox"/> 建築施工管理技士（1級、2級） <input type="checkbox"/> 建築大工技能士（1級、2級）	
職歴	前会社名	統括事務機関使用欄	住宅保証機構使用欄
	勤務年数	2014 年 7 月 ～ 2018 年 7 月	
	設立	2014 年 7 月 9 日	
	工事实績	<input checked="" type="checkbox"/> 直近3年間で5件以上の リフォーム工事实績がある	
		201608	



(4) 保険契約申込書

【面積の記入について】

既存部分の床面積：2階部分を増床する等の増築を行う場合は、増築した部分の面積を含めた面積を記入してください。基礎を新設して増築した部分を除く

増築部分の床面積：基礎を新設して増築おこなう場合、増築部分の面積を記入してください。

まもりすまいリフォーム保険		住宅保証機構株式会社		
保険契約申込書		住宅リフォーム瑕疵担保責任保険		
住宅保証機構株式会社 宛 住宅リフォーム瑕疵担保責任保険を以下により申込みます。なお、保険契約締結までに「保険契約申込事項変更届」、「保険証券発行申請書」により、申込内容の変更等を行った場合は、その内容に基づき保険契約を締結します。				
申込日 必ずご記入ください。		20 23 年 3 月 31 日	申込受付番号 ※事務機関使用欄	
		61009999		
保険契約申込者 (被保険者)	氏名または商号 代表者名	株式会社まもりす建設 代表取締役 すまい太郎		
	事業者登録番号	40009999 - 000		
重要事項説明書を受領し、確認しました。また、個人情報の取り扱いに関する説明事項に同意し、保険契約を申し込みます。 				
建物概要	現場所在地 (住居表示) 住棟名称	〒 105-0011 東京都港区芝公園〇〇		
	リフォーム発注者 氏名または商号 代表者名	フリガナ ホケン イチロウ 保険 一郎	住棟名称 (共同住宅等) 住宅種類 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同 店舗併用住宅は共同 分譲共同住宅等の場合 発注者の宅地建物取引業法による免許 (<input type="checkbox"/> 有) 部屋番号 ()	
	既存部分の延床面積※1	105 m ²	増築部分の延床面積※2 45 m ²	
	既存部分の階数	地上 2 階 (地下 0 階)	増築部分の階数	地上 2 階 (地下 0 階)
	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造軸組 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 木造プレハブ <input type="checkbox"/> 鉄骨プレハブ <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> SRC <input type="checkbox"/> その他 ()		
	新築時の建築確認申請時期	<input type="checkbox"/> 1981年6月1日以降 <input checked="" type="checkbox"/> 1981年5月31日以前 設計施工基準第3条確認 <input type="checkbox"/> 有		
	新築時の建築確認申請時期	<input type="checkbox"/> 1981年6月1日以降 <input checked="" type="checkbox"/> 1981年5月31日以前 設計施工基準第3条確認 <input type="checkbox"/> 有		
申込概要	申込プラン	既存部分のリフォームのみ <input type="checkbox"/> A 基本プラン <input type="checkbox"/> B 内外装・設備プラン 基礎新設増築工事を含む <input type="checkbox"/> C 増築のみ <input checked="" type="checkbox"/> D 増築+基本プラン A・B・Dの方は「リフォーム工事内容等確認シート」にご記入の上、ご提出ください。		
	既存部分の保険金支払限度額	600 万円	既存部分の請負金額 (税抜) 5,430,000 円 <small>※基礎新設増築工事の金額は除いてください</small>	
	① 施工中検査希望日	20 2023 年 5 月 20 日 <small>「構造耐力上主要な部分」の工事ががある場合</small>	② 完了時検査希望日	20 23 年 8 月 10 日
	③ 基礎配筋工事完了時検査希望日	20 2023 年 4 月 10 日 <small>基礎新設増築の場合</small>	④ 屋根工事完了時 (木造) 検査希望日	20 23 年 6 月 1 日 <small>基礎新設増築の場合</small>
団体利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 団体名 (〇〇〇) <input type="checkbox"/> 10年延長プラン <small>団体会員登録等(写)を添付し、団体の基準に従い施工してください。</small>			
申込担当者等	現場検査立会者	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ 氏名 すまい一郎 TEL 携帯可 090-****-**** FAX 03-****-****		
	申込担当者	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ 住所 〒 105-0011 東京都港区芝公園 所属 工事部 氏名 すまい二郎 TEL 03-****-**** FAX 03-****-**** メール ****@***** TEL 携帯 090-****-****		



(5) リフォーム工事内容確認シート

申込みプラン		「構造耐力上主要な部分」・ 「雨水の浸入を防止する部分」の 工事が一部であれば 『基本プラン』		「内装・外装・設備等」の 工事のみであれば 『内外装・設備プラン』	
登録事業者名	(邸名 :)	申込受付番号	※受付窓口使用欄		
既存住宅部分に対するリフォーム工事を行う部位等について、太線枠内のチェックボックス (□) へのチェック (✓) をお願いします。なお、主に木造住宅に対する工事を対象としておりますが、該当しない工事がある場合は弊社までお問合せください。					
保険対象 ・期間 工事 部位	構造耐力上主要な部分 (保険期間5年)	雨水の浸入を防止する部分 (保険期間5年)	内装・外装・設備等 (保険期間1年)		
屋根	<input type="checkbox"/> 小屋組みの撤去・新設 <input type="checkbox"/> 野地板の撤去新設	<input type="checkbox"/> 葺き材の交換 <input type="checkbox"/> ルーフィングの交換 <input type="checkbox"/> 葺き材新設 (カバー工法) <input type="checkbox"/> 太陽光発電パネル・太陽熱温水器の設置に伴う防水工事 (防水層を貫通して設置)	<input type="checkbox"/> 屋根葺き材の塗装 <input type="checkbox"/> 屋根下地板の新設 (構造体と扱わない部位) <input type="checkbox"/> 太陽光発電パネル・太陽熱温水器の設置 (防水層を貫通しないで設置)		
外壁	<input type="checkbox"/> 耐力壁の増設 (耐震改修含む)	<input type="checkbox"/> サイディング・ガルバリウム鋼板等の張替え <input type="checkbox"/> シーリングの打替え <input type="checkbox"/> 防水紙の張替え <input type="checkbox"/> サッシ・ドアの交換 <input type="checkbox"/> ALC・モルタル外壁の防水塗装 (JIS 適合品) <input type="checkbox"/> 既存部と増築部のエキスパンションジョイント等	<input type="checkbox"/> サイディング・モルタル外壁の表面塗装 <input type="checkbox"/> 軒天、破風、鼻隠し等の屋根廻りの塗装 <input type="checkbox"/> 雨樋の撤去・新設 <input type="checkbox"/> 雨戸・樋等の外壁廻りの塗装		
バルコニー等	<input type="checkbox"/> 床下地 (構造体) の新設・撤去	<input type="checkbox"/> 防水層撤去・新設 <input type="checkbox"/> 防水下地 (構造体と扱わない部位) の交換 <input type="checkbox"/> ドレン交換 (周囲の防水含む) <input type="checkbox"/> 笠木・手すり等の交換 <input type="checkbox"/> 既製バルコニー新設・交換 (取付部の防水)	<input type="checkbox"/> 床面トップコート塗替え <input type="checkbox"/> バルコニー柱を支える簡易な基礎 (構造体と扱わない部位) の新設		
基礎・土台	<input type="checkbox"/> 基礎の新設 <input type="checkbox"/> 基礎の補修 (クラック補修等)・補強 (繊維・樹脂等) ※ <input type="checkbox"/> 増築部基礎の接続 <input type="checkbox"/> 土台の撤去・新設		<input type="checkbox"/> 犬走り等のコンクリート工事 <input type="checkbox"/> UB 等を支える簡易な基礎 (構造体と扱わない部位) の新設		
室内部	<input type="checkbox"/> 床組の撤去・新設 <input type="checkbox"/> 梁の撤去・新設 <input type="checkbox"/> 柱の撤去・新設 <input type="checkbox"/> 耐力壁の増設 (耐震改修含む)		<input type="checkbox"/> 天井・壁・床の内装工事 (構造体とならない木部の補強を含む) <input type="checkbox"/> 木造工事 <input type="checkbox"/> 浴室等の交換・新設 (周囲の室内防水工事含む) <input type="checkbox"/> 間仕切壁 (非耐力壁) の撤去・新設 <input type="checkbox"/> 断熱・防露工事 (内窓含む)		
設備機器等		<input type="checkbox"/> エコキュート、給湯器、水廻り什器、エアコン、換気扇等の増設工事等に係る配管、配線等の貫通部 (屋根又は外壁) の防水措置	<input type="checkbox"/> 什器の交換・新設 <input type="checkbox"/> 電気設備工事 <input type="checkbox"/> 給水、給湯工事 <input type="checkbox"/> ガス工事 <input type="checkbox"/> 排水・汚水処理工事		
現場検査回数	「構造耐力上主要な部分」の工事が一部であれば 『現場検査 2 回』 ※基礎の補修・補強の工事のみであれば、『現場検査 1 回』		「雨水の浸入を防止する部分」・「内装・外装・設備等」の工事のみであれば 『現場検査 1 回』		



(6) リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）

住宅リフォーム瑕疵担保責任保険 まもりすまいリフォーム保険 リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）		住宅保証機構	
<p>本書は、以下のとおりリフォーム工事完了日、契約内容を確認していただくとともに、住宅保証機構(株)に保険証券発行申請をおこなうための書類となります。発注者様及び保険契約者様が署名又は記名押印して提出ください。</p>			
1. リフォーム工事完了日確認欄			
<p>住宅保証機構(株)の現場検査が完了し、保険対象リフォームの工事が完了したことについて、保険契約申込者様・発注者様の双方で確認してください。この書面に記載された工事完了確認日(引渡予定日)が住宅リフォーム保険の保険開始日となります。 現場検査において指摘事項等があった場合には、指摘内容を是正した後、現場検査員による確認を受ける必要があります。現場検査員による確認を受けるまでは現場検査の完了とならず、保険契約を締結することができません。</p>			
工事完了確認日(引渡予定日)	20 22 年 10 月 1 日		
2. 契約内容確認欄			
<p>リフォームを請負う事業者（以下、保険契約申込者様）が加入している住宅保証機構の「まもりすまいリフォーム保険」のうち、重要な項目について、リフォーム発注者様にご確認いただくものです。</p>			
リフォーム発注者様ご確認欄	ご契約確認内容		
	1	保険金をお支払する場合と、保険金をお支払いできない主な場合をご確認いただけましたか	
	2	保険期間中に瑕疵を発見した場合で、リフォーム登録事業者が倒産の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合には、リフォーム発注者様は、補修等に必要な費用を住宅保証機構に請求できることをご確認いただけましたか	
	3	支払限度額、免責金額についてご確認いただけましたか	
	4	リフォーム発注者様と登録事業者の間に、請負契約に関する紛争が生じた場合、指定紛争処理機関による紛争処理制度を利用できることをご確認いただきましたか	
	5	<p>本契約に付帯される特約の有無を確認いただきましたか 付帯される場合は、その概要についてご確認いただきましたか</p> <p>〈付帯されることがある特約〉 <input type="checkbox"/> 小規模共同住宅に関する特約条項 <input type="checkbox"/> 故意・重過失損害担保特約条項 <input type="checkbox"/> 基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項</p>	
上記 1～5の「ご契約確認内容」をご確認いただきましたか。 ご確認のうえ、チェックをお願いします。		はい <input checked="" type="checkbox"/>	
3. ご署名欄			
まもりすまいリフォーム保険のご契約確認内容及びリフォーム工事の工事完了確認日(引渡予定日)、保険開始日について確認しました。			
【リフォーム発注者様】			
ご記入日 20 22 年 10 月 1 日			
発注者様氏名（ご署名または記名押印）	保険 一郎		
【保険契約者様】			
ご記入日 20 年 月 日			
事業者登録番号 (8桁 - 3桁)	40009999 — 000	申込受付番号	60009999
氏名または商号 代表者名	株式会社 まもり建設	ご担当者氏名 (ご署名または記名押印)	すまい 二郎
証券送付先	郵便番号 105 — 0011		
	東京都港区芝公園●●		
	所属	氏名	
	工事部	すまい 二郎	



(8) リフォーム工事完了日確認書

まもりすまいリフォーム保険		住宅保証機構株式会社 住宅リフォーム瑕疵担保責任保険	
リフォーム工事完了日確認書			
住宅リフォーム瑕疵担保責任保険に申込んだ保険対象リフォームについて、以下のとおり工事が完了したことを確認しました。			
保険対象リフォーム	工事完了確認日	20 年 月 日	申込受付番号
	住所所在地	〒	
	工事名・概要	邸 月 日契約	工事
	発注者氏名	署名または記名・押印してください 印	
保険申込者	住所 氏名または商号	〒	
	リフォーム事業者 登録番号	工事完了確認 担当者氏名	署名または記名・押印してください
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場検査員により現場検査が完了し、保険対象リフォームの工事が完了したことについて、保険申込者様・発注者様の双方で確認してください。この書面に記載された工事完了確認日が住宅リフォーム保険の保険開始日となります。 ○ 現場検査において指摘事項等があった場合には、指摘内容を是正した後、現場検査員による確認を受けることが必要です。現場検査員による確認を受けるまでは現場検査の完了とならず、保険契約を締結することができません。 ○ 保険申込者であるリフォーム登録事業者様は、この書面に必要事項を記入し、住宅保証機構に写しを提出してください。 		
201602			



(9) 保険証券発行申請書

申込み受付番号		証券発行申請日	
		20 年 月 日	
保険契約者	フリガナ		
	氏名または商号 代表者名		
	事業者登録番号		
申請住宅	現場所在地 (住居表示)	〒 住称名称 (共同住宅等)	
	リフォーム発注者	フリガナ	
	申請担当者 (証券送付先)	住所 〒	TEL
		所属 氏名	FAX
添付書類	<input type="checkbox"/> リフォーム工事完了日確認書(写)	リフォーム工事の完了を確認し、工事完了確認日(引渡予定日)及び保険申込者・発注者双方の記名・押印をした上で提出してください。	
	<input type="checkbox"/> 保証書(写)		
	<input type="checkbox"/> 保険契約内容確認シート	保険申込時に提出していない場合は添付してください。	
留意事項	1 工事完了確認日(引渡予定日)が決まりましたら、本申請書により手続きをして下さい。		
	2 「保険契約申込書」の内容と変更がある場合は、「保険契約申込事項変更届」を添付して下さい。変更内容によっては、保険料の差額をお支払い頂くか、または、お返しする事があります。		
	3 申請が受理されますと、工事完了確認日(引渡予定日)が保険契約締結日となり、「保険証券」「保険付証明書」「保険約款」等が交付されます。		
	4 保険証券の発行は、現場検査に合格し、かつ、リフォーム工事完了を確認の上で行ないます。また、保険料未取の場合は、保険証券を発行できませんので、ご注意ください。		
受付内容	保険募集人 氏名	No.	事務機関使用権
			住宅保証機構確認欄

201602



(10) 既存部分のリフォーム工事に係る見積書の例

既存部分のリフォーム工事の請負記金額を確認します。 内 訳 明 細 書

保険一部様邸増改築工事

NO	工事名称	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	仮設工事		1	式		800,000	
2	基礎工事		1	式		1,190,000	
3	木工事		1	式		2,800,000	
4	金属、板金工事		1	式		500,000	
5	防水工事		1	式		220,000	
6	左官工事		1	式		450,000	
7	建具工事		1	式		220,000	
8	塗装工事		1	式		700,000	
9	内装工事		1	式		550,000	
10	電気工事		1	式		320,000	
11	設備工事		1	式		800,000	
12	雑工事		1	式		250,000	
13	諸経費		1	式		450,000	

① 既存部分のリフォーム工事を含まれる全ての項目に印またはマーカーで印を記入してください。
 ② 既存部分のリフォーム工事を含まれる項目の金額を合計してください。
 ③ 施工面積等で金額を案分してください。
 ④ 既存部分の工事金額の合計を見積書の空欄に記入してください。

【施工面積で案分する例】
 既存部分30㎡、増築工事20㎡だった場合
 該当する工事の工事金額を合計する。
 6,270,000円
 ↓施工面積で案分
 既存部分 3,762,000円
 増築部分 2,508,000円

既存部分のリフォーム工事内容を確認します。 内 訳 明 細 書

保険一部様邸増改築工事

NO	工事名称	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
2	基礎工事						
	掘削		1	式	80,000	80,000	
	埋め戻し		1	式	10,000	10,000	
	残土処理		8	台	35,000	280,000	
	砕石敷き		20	㎡	9,000	180,000	
3	木工事						
	構造材造作工事		1	式	95,000	95,000	
	大工工事		20	人工	27,000	540,000	
	建材費		50.8	㎡	13,000	660,400	
	金物費		1	式	25,000	25,000	
	断熱工事		96	㎡	2,000	192,000	

既存部分のリフォーム工事に該当する項目に印をつけるかマーカーで印を記入してください。



2. よくあるご質問

質問		回答
1	新耐震基準に適合することを証する書面について、構造計算書、壁量計算書等は事業者の建築士が作成したもので問題ないか。	問題ありません。
2	1981年（昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けた物件（いわゆる旧耐震）のリフォーム工事について、一部でも構造耐力上主要な部分を改修する場合には新耐震基準に適合することを証する書面が必要になるのか。	構造耐力上主要な部分の改修が含まれる場合は新耐震基準に適合することを証する書面が必要になります。旧耐震の住宅であっても雨水の浸入を防止する部分のみの工事の場合は新耐震基準に適合させる必要ありません。
3	1981年（昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けた物件（いわゆる旧耐震）の住宅を「減築」する場合、新耐震基準に適合することを証する書面が必要になるのか。	旧耐震住宅の「減築」（「構造リフォーム」に該当）をする場合は、建物として新耐震基準に適合する（耐震改修等）必要があります。このため、新耐震基準に適合することを証する書面の提出が必要となります。新耐震基準適合の住宅の減築の場合は「新耐震基準に適合することを証する書面」の提出は不要ですが、リフォーム保険では工事を行った部分が保険対象となりますので、構造部分の撤去・新設を行う部分について工事内容がわかる書面（部分的な構造図等）の提出が必要です。
4	渡り廊下で既存住宅に繋げる増築工事を行います。渡り廊下部分は増築部分の延床面積に算入されるか。	基礎から新設する渡り廊下であれば、延床面積に算入が必要です。外廊下のような形状の場合は、リフォーム保険の対象とならないため算入は不要です。
5	「給湯器の交換」は、「防水リフォーム」に該当するか。	屋外設置の一般的なガス給湯器の場合を例にすると、給湯器本体の撤去・新設に伴い、電気配線、ガス配管、給水管・給湯管の撤去・新設工事が発生します。新たに外壁を貫通する配管・配線が生じる場合はこの部分が防水工事の対象となります。貫通部廻りのシーリング処理が伴う工事は、「防水リフォーム」として取り扱いいます。
6	1981年（昭和56年）5月31日以前（旧耐震）に建築した住宅の屋根瓦をスレート屋根に葺き替える工事を予定しています。リフォーム保険に加入できるか。	屋根の葺き替えは、「防水リフォーム」に当たりますので、リフォーム保険（基本プラン）の加入が可能です。他の部分の工事を含め、「構造リフォーム」が伴う場合は、住宅全体を新耐震基準に適合させる必要が生じます。また、屋根ルーフィングの下地となる「野地板」の新設や交換は、原則として「構造リフォーム」として取り扱いいます。ただし、他の「構造リフォーム」を行わず、屋根葺き替え工事のみを行う場合においては、葺き替え工事に伴う屋根下地の新設・交換工事を含めて「防水リフォーム」として取り扱い、新耐震基準に適合させなくても、リフォーム保険のお引受けが可能です。
7	築年数不明の古民家住宅（伝統構法）でもリフォーム保険に加入できるか。	古民家でも保険の加入は可能ですが、リフォーム工事の内容によって条件が異なります。 「構造リフォーム」を含まない茅葺き屋根の改修等は、「防水リフォーム」として受付可能です。ただし、材料の経年劣化や採用した工法に伴い通常生じる雨水の浸入に対しては保険金が支払われない場合があります。 「構造リフォーム」を伴う場合は、新耐震基準に適合することを証する書面が必要となります。 しかし、古民家の耐震改修は、木造住宅と違い、梁に丸太を使っている場合が多く、耐力壁（面材、筋かい）を設けることが難しく、一般的な壁量計算や耐震診断（一般診断法）ができません。 したがって、構造用パネルや制振装置の設置等により補強します。 その結果、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（財団法人日本建築防災協会 2012年改訂）に基づく耐震診断法のひとつである「詳細診断法（時刻歴応答解析）」等により上部構造評点が1.0以上であることが確認できる報告書の提出をもって、新耐震基準同等として取り扱いいます。
8	基礎を新設して既存住宅に接続する増築工事を予定している。検査回数と検査時期について。	<p>接続増築の場合、検査回数は4回となります。（増築部分に加えて、既存部分の工事を保険対象とする場合）</p> <p>増築部分で2回：基礎配筋完了時・屋根工事完了時</p> <p>既存部分で2回：施工中検査（構造体が露出する時）・完了時検査（工事が完了した時）</p> <p>なお、EXP-Jを用いて、基礎・上部躯体が構造的に連続していない場合において、「構造リフォーム」がない場合は、既存部分で1回（工事が完了した時）となります。</p>



【用語の定義】

本 Q&A 内にある用語について、以下に解説します。

「新耐震基準に適合する住宅」・・・1981 年（昭和 56 年）6 月 1 日以降に建築確認申請を行った住宅

「構造リフォーム」・・・構造耐力上主要な部分について新設、改修及びそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事（基本プラン 保険期間 5 年）

「防水リフォーム」・・・雨水の浸入を防止する部分について新設、改修及びそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事（基本プラン 保険期間 5 年）

「内外装・設備」・・・住宅本体または住宅本体に接続されている設備・内装等の工事（防水性能を伴わない外壁の塗装等の外装工事を含む）（内外装・設備プラン 保険期間 1 年）

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

住宅保証機構株式会社 (<https://www.mamoris.jp/>)

住所：〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル

電話：03-6435-8870

※ 保険申込窓口については住宅保証機構ホームページ (<https://www.mamoris.jp/>) をご覧ください。